「わかる毒物劇物取扱者試験問題集　第７版」正誤表

５頁
問６の設問の解答について下記のとおり訂正させていただきます。　　傍線の箇所が訂正箇所

（誤）	（正）
解答　イ、エ	解答　イ、ウ

８頁
問11の設問の一部について下記のとおり訂正させていただきます。　　傍線の箇所が訂正箇所

（誤）	（正）
問11　（略）　２　（略） ３　（略） 一　（略） 二　〔　イ　〕麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	**問11**　（略）　２　（略） ３　（略） 一　（略） 二　〔　イ　〕、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

８頁
問12の設問の解答について下記のとおり訂正させていただきます。　　傍線の箇所が訂正箇所

（誤）	（正）
イ、エ	イ、ウ、エ

12頁
問20の設問〔下欄〕①及び②について下記のとおり訂正させていただきます。　　傍線の箇所が訂正箇所

（誤）	（正）
①　１　数量	①　１　名称

14頁
問25の設問の解答について下記のとおり訂正させていただきます。　　傍線の箇所が訂正箇所

（誤）	（正）
１　×　　２　○　　３　×	１　×　　２　○　　３　×　　４　×

15頁
問３の設問は、不適切な為、削除とさせていただきます。

22頁
問５の設問の解答について下記のとおり訂正させていただきます。　　傍線の箇所が訂正箇所

（誤）	（正）
①　２　　②　１　　③　２　　④　３　　⑤　１	①　２　　②　１　　③　３　　④　３　　⑤　１

28頁
問17の設問の解答について下記のとおり訂正させていただきます。　　傍線の箇所が訂正箇所

（誤）	（正）
①　１　　②　１　　③　３　　④　１　　⑤　２　　⑥　１	①　１　　②　１　　③　３　　④　１　　⑤　１　　⑥　２

29頁
問20の設問の解答について下記のとおり訂正させていただきます。　　傍線の箇所が訂正箇所

（誤）	（正）
①　３　　②　１　　③　２　　④　１　　⑤　３	①　３　　②　１　　③　２　　④　１　　⑤　１

32頁
問25の設問〔下欄〕①　１について下記のとおり訂正させていただきます。　　傍線の箇所が訂正箇所

（誤）	（正）
①　１　CCl_3NO_3	①　CCl_3NO_2　同様に解説文中についても同様に訂正いたします。

80頁
問30における設問４→この解答・解説243頁について、不適切の為削除させていただきます。
なお、事由は下記のとおりです。

傍線の箇所が訂正箇所

（誤）	（正）
４．濃度をＸ％とすると重量百分率濃度の式より $$X=\frac{30}{170-50}\times 100$$	４の設問にある「170gの水に塩化ナトリウムを30g加えて水分を50%分だけ蒸発させたとあることから、170gの水を半分となります。すなわち170÷２=85g よって、この溶液の濃度の式は、次のようになります。 30/(85+30)×100＝26.09% 以上により該当の解答がない為削除いたします。

〔問題編・法規〕について「毒物及び取締法改正」により本書使用する際の注意事項

毒物及び劇物取締法〔法律〕が、平成30(2018)年６月30日法律第66号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により改正がなされ、令和２(2020)年４月１日より施行されました。この改正内容は、主に国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の委譲によるものです。

これに伴い本書に収録されている設問につきましては、改正前の収録となっております。その為、改正された法番号等を下表のように作成いたしました。

本書をご使用する際には、改正法番号を読み替えてお使いください。何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、下表につきましては改正された法番号等のみ収録。予めご了承ください。

改正内容の詳細等については、毒物及び劇物取締法を別途ご参照をお願いします。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律　新旧対照表

改　正　前		現　　行
法第４条〔営業の登録〕		法第４条〔営業の登録〕
法第４条第１項～第２項	→	(略)
法第４条第３項	→	この改正により削られる。
法第４条第４項〔登録の更新〕	→	法第４条第３項〔登録の更新〕
法第18条	→	この改正により削られる。
法第16条の２〔事故の際の措置〕	→	法第17条〔事故の際の措置〕
法第17条〔立入検査等〕	→	法第18条〔立入検査等〕
法第17条第２項	→	この改正により削られる。
法第17条第３項	→	法第17条第２項
法第17条第４項	→	法第17条第３項
法第17条第５項	→	法第17条第４項
法第19条〔登録の取消等〕		法第19条〔登録の取消等〕
法第19条第５項〔登録の取消等〕	→	この改正により削られる。
法第19条第６項	→	法第19条第５項
法第23条〔手数料〕	→	この改正により削られる。
法第23条の２〔薬事・食品衛生審議会への諮問〕	→	法第23条〔薬事・食品衛生審議会への諮問〕
法第23条の３〔都道府県が処理する事務〕	→	この改正により削られる。
法第23条の４〔緊急時における厚生労働大臣の事務執行〕	→	法第23条の２〔緊急時における厚生労働大臣の事務執行〕
法第23条の５〔事務の区分〕	→	この改正により削られる。
法第23条の６〔権限の委任〕	→	法第23条の３〔権限の委任〕
法第23条の７〔政令への委任〕	→	法第23条の４〔政令への委任〕
法第23条の８〔経過措置〕	→	法第23条の５〔経過措置〕